

## 徳島市立小・中学校及び高等学校音楽コンクール等参加補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、本市の小・中学生及び高校生の音楽活動の振興を図り、もって市民の文化の発展に資するため、徳島市立小・中学校及び高等学校が次条に掲げる大会の出場に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和30年徳島市規則第14号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる大会等は、各種音楽コンクールの徳島県大会が徳島県外を会場として開催される場合に限る。

### (対象経費及び補助額)

第3条 補助金対象経費は、前条に掲げる大会等の出場に要する経費のうち、バス及び楽器運送用トラック等の車両借上げ料（当該車両の運転者手配及び消費税並びに地方消費税を含む。）とする。

2 補助金の限度額は、1団体につき200,000円とする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、大会出場日の1ヶ月前までに市長に提出しなければならない。ただし、出場決定してから大会出場までの期間が1ヶ月未満の場合はこの限りでない。

(1) 大会要項の写し

(2) 大会参加申込書の写し

### (交付決定及び交付の条件)

第5条 市長は、前条の規定による交付の申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知する。この場合、交付の目的を達成するため必要があるときは、必要な条件を付することができる。

### (変更申請)

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、その申請内容に変更が生じた場合、大会が中止となった場合、又は大会出場を辞退する場合は、補助金変更申請書（様式第3号）に変更の内容及び事情がわかる書類を添付して市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項に定める申請は、申請内容に変更が生じたことで補助金の額が増加又は減少する場合は、大会出場の14日前までに、大会が中止となった又は出場を辞退する場合は、その事実が生じ次第速やかに市長へ提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りで

はないが、この場合においても大会出場日を超えて申請をすることはできない。

3 第1項に定める変更申請について、補助金の額の変更を伴わない変更はその申請を要しない。

(変更申請の承認)

第7条 市長は、前条の規定による変更の申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更を決定し、補助金変更承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知する。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して、大会終了後1ヶ月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 明細書（様式第6号）

(3) 大会プログラムの写し

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた場合、徳島市指定の請求書により市長に補助金の請求を行う。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合、補助金を交付する。

(補助金の概算払)

第11条 大会出場のために必要な場合、前条の定めにかかわらず、交付決定者は市長に概算払を求めることができる。

2 交付決定者は、補助金の概算払を受けようとする場合、補助金交付概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項による概算払の請求を受けた場合、その内容を審査し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定した補助金の全部又は一部を概算払により交付決定者に交付することができる。

4 前項の規定により補助金の一部を概算払した場合、その余の請求及び交付については前条の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めた場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取消しし、補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知する。

- (1) 補助金を交付対象以外の用途に使用した場合。
- (2) 虚偽の申請若しくは不正な方法により補助金の交付決定を受けた場合。
- (3) その他、この要綱の規定に違反した場合。

(補助金の返還)

第13条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、別に期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を交付決定者に命じることができる。

- (1) 第11条の規定により交付決定者が概算払の交付を受けた場合において、第9条の規定により確定した補助金の額が概算払を受けた額を下回ったとき。
- (2) 前条の規定により補助金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているとき。

(調査等)

第14条 市長は、必要に応じ交付決定者に対して補助事業に関する報告若しくは関係書類の提出を求め、又は本市職員をして関係書類について検査させ、その必要な指示をすることができる。

(書類の保管)

第15条 交付決定者は、補助事業完了の日又は中止の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。